

No. 16

制 度 名	住宅新築資金等貸付助成事業	主管課名	住宅課 民間住宅・ 住宅指導 G		
		問合せ先	029-301-4759		
目的・趣旨	住宅新築資金等貸付事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減するため、貸付主体である市町村に県が助成を行う。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境整備・改善を図るために実施されている住宅新築資金等貸付事業について、同事業の実施に伴う市町村の財政負担を軽減するため、県が市町村に助成を行う。</p> <p>[補助要件等] 償還推進助成事業 ① 助成を行う前年度において借受人からの償還が完了していないこと。 ② 市町村の財政力指数が 0.8 未満であること。</p> <p>[対象経費] 償還推進助成事業 基本的回収費、督促等経費、債務引受承認費、法的措置費、強制執行費、所得財産の管理処分費、未償還額と強制執行等による取立額等の差額、災害又は火災により住宅が滅失した場合における未償還額と火災保険等による充当額等の差額、その他国土交通大臣が特に必要と認める経費の費用</p> <p>[補助限度額等] 償還推進助成事業 対象経費の 3/4 以内</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
—		1/2	1/4	1/4	—
[令和 8 年度当初予算額] 1,303 千円		[令和 8 年度補助対象団体] 7 団体			
[備考]					